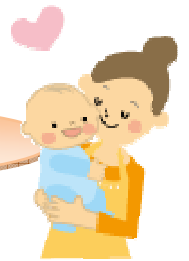


紋別市子育て短期支援事業



子育て短期支援事業は、保護者の方が病気や出産、看護、仕事などで、家庭での養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れの場合など、一時的にお子さんを市内里親宅又は施設にお預かりし、養育・保護を行う事業です。

事業名	利用要件	期間
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	次の理由により家庭において児童を養育できないと市長が認めた場合 ① 保護者の疾病 ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安 ③ 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭療育上の理由 ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加 など	原則として 7日以内

対象児童：市内に居住する出生から15歳に到達する日の属する年度末までにある児童。

利用施設：市内里親宅又は児童養護施設 北光学園

(遠軽町生田原伊吹46番地3) 電話 0158-45-2233



利用ができない場合

- ・児童が病院等に入院して治療を受ける必要があると認められる場合
- ・児童に感染性の疾病その他疾患があると認められる場合
- ・市長が他の方法による保護が適当であると認める場合
- ・施設の定員超過等により受け入れが困難な場合
- ・その他、この事業による保護が適切でないと認める場合

持ち物

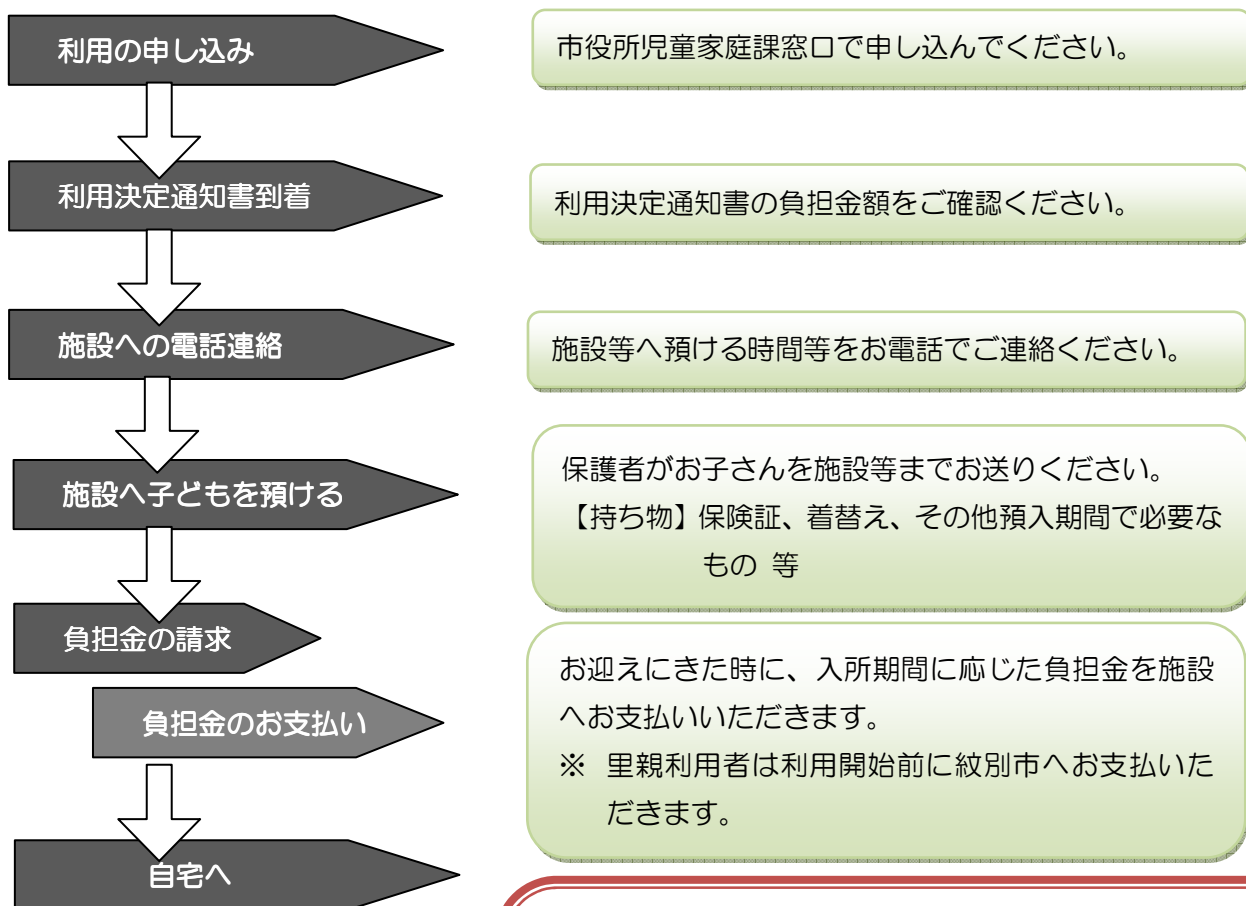
申請時：印鑑、保険証、課税証明書又は非課税証明書（1月2日以降に転入された方は、前住所地で取得してください）、戸籍謄本（ひとり親世帯又は父母以外の養育者の方）等

入所時：保険証（またはコピー）、着替え、その他預入期間に必要なもの等

紋別市子育て短期支援事業保護者負担金額一覧表

区 分		1人1日当たりの負担額
2歳未満の児童	生活保護世帯等	0円
	市町村民税非課税世帯(母子家庭、父子家庭及び養育者家庭を含む。)	1,100円
	その他の世帯	5,350円
2歳以上の児童	生活保護世帯等	0円
	市町村民税非課税世帯(母子家庭、父子家庭及び養育者家庭を含む。)	1,000円
	その他の世帯	2,750円

子育て短期支援事業申し込みからお支払いまでの流れ



市役所児童家庭課窓口で申し込んでください。

利用決定通知書の負担金額をご確認ください。

施設等へ預ける時間等をお電話でご連絡ください。

保護者がお子さんを施設等までお送りください。
【持ち物】保険証、着替え、その他預入期間に必要なもの等

お迎えにきた時に、入所期間に応じた負担金を施設へお支払いいただきます。
※ 里親利用者は利用開始前に紋別市へお支払いいただきます。

- 利用決定後は、施設等と連絡を取り、施設等の指示に従ってください。
- 施設等入所中は、施設長又は里親の指示に従ってください。
- 施設等までの送迎は原則として保護者が行ってください。
- 入所中に医療機関にかかった場合の経費は保護者負担になります。
- 負担金は退所する際に必ず施設へお支払いください。
- ※ 里親利用者は利用開始前に紋別市へお払いください。